被相続人居住用家屋等確認申請書

申 請 者 住 所 恵庭市京町1番地

恵庭市京町1番地 住民票に記載されている住所を記入

氏 名 恵庭 太郎

電 話 0123-12-3456

居

下記について確認願います。

複数の相続人がいる場合は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」及び「提出書類」を それぞれご用意いただく必要がありますが、相続人が同時に提出する場合で、 「提出書類」のうちチェックシートでコピー不可としているものについては、 申請者分が原本であれば、それ以外の人はコピーでかまいません。

住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと)」(同項第3号)に該当すること

(※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等 (※3) の所在地 (敷地の所在地番)	恵庭市	方京町1番 <mark>登</mark>	記簿	算に記載され ⁻	ている》	家屋及び出	上地の所	在地(地番)を	記入
申請被相続人居住用家屋の建築 年月日 (※4)	昭和55年4月1日 家屋が新築された年月日を記入								
被相続人の氏名及び住所	(住所) 恵庭市京町2番地								
	(氏名) 恵庭 花子				申請者からみた続柄		母		
相続開始日(被相続人の死亡日)	令和7年1月1日 譲渡日			譲渡日 (※	5) 令和7年4月1日				
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続 遺産分割の方法を「換価分割」とした場合は、図を記入	☑家屋	(住所) 恵庭市京町3番地							
	☑敷地等	(氏名)恵	廷	次郎	申請者以外に家屋等を取得した相続人だ				
	☑家屋	(住所) 恵庭市京町4番			いる場合は、氏名・住所を記入				
換価分割の場合は✔ ⇒ □	☑敷地等	(氏名) 恵原	廷	三郎					
相続人 (※6) の数 (申請者含む) ※該当する口に ✓		除額の上限額		000万円】		医除額の上			

- (※3)申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。
- (※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。
- (※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡をしたものに限る。
- (※6) 相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限る。

被相続人居住用家屋等確認書

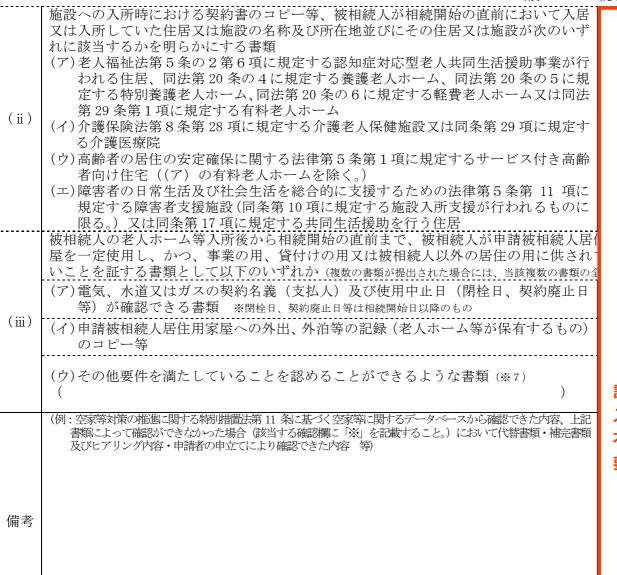
上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	記入不要(恵庭市記入欄)
確認を行った市区町村長	60人个女(心)这门60人懒)

【	目続人居任用家屋等確認書の父付のための提出書類の確認表」 ※市区町村	記人懶
	必要な書類の一覧	確認欄
1)	被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可) ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続 人の戸籍の附票の写し	
2	申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し(原則コピー不可) (相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所 の直前)から「譲渡の時」までの住所がわかるもの) ※住民票の写しでは相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前) の住所が確認できない場合(従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合 等)は、当該相続人の戸籍の附票の写し	
3	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の「譲渡の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー等 ※売買契約書で申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明 書等(その譲渡の時期を確認できるもの)	
4	相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等(原則コピー不可)	
5	※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付 又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下の(i)~(iii ずれか(複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類の全て)	
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	=7
(ii)	申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面 ※コピー可、宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る	記 入 不
	所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋又はその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	要
(iii)	(ア)所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書 例 (イ)申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋が空き家である旨の登録を譲渡の時までに行っていることの証明書	
	その他上記以外の書類 ()	
6	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)~(iii)の全ての書類	
(i)	介護保険の被保険者証のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証のコピー等(※)、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む表人ホーム等の記録等でも可とする。	

関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。 (次ページに続く)



(※7) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の 提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合(すなわち、申請被相続人居住用家屋の一定使用は 認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が申請被相続人居 住用家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(用紙 日本産業規格 A4)